

平成26年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

## 【2年短縮型】

# 法律科目試験問題：民法（配点：120点）

### 注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で4ページである。  
解答用紙は、全部で8ページである。  
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「法科大学院全国統一適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

第1問

次の問いに答えなさい（なお、各問いは独立した問いである）。

問1 法定地上権について、①その制度目的（法定地上権の制度はなぜ必要か）を説明し、②法定地上権の成立要件を挙げなさい。その上で、③具体的にどのような場合に法定地上権が成立するかを、適当な設例を作って説明しなさい。

問2 Aは甲土地および甲土地上に建てられた乙建物を所有していた。AはBのAに対する債権を担保するために甲土地に抵当権を設定した。ところがその後、乙建物は火事によって焼失した。乙建物の焼失後、Aは甲土地上に、乙建物とほぼ同じ規模・同じ構造の丙建物を建ててこれを所有している。

その後、甲土地上の抵当権が実行され、Cが甲土地を買い受けた。CはAに対して、丙建物を収去して甲土地を明け渡すように請求している。判例によれば、Cの請求は認められるか。またそれはなぜか。説明しなさい。

問3 Aは甲土地および甲土地上に建てられた乙建物を所有していた。AはBのAに対する債権を担保するために、甲土地および乙建物を共同抵当として、両者に抵当権を設定した。ところがその後、乙建物は火事によって焼失した。乙建物の焼失後、Aは甲土地をCに賃貸し、Cは甲土地上に、乙建物とほぼ同じ規模・同じ構造の丙建物を建ててこれを所有している。

その後、甲土地上の抵当権が実行され、Dが甲土地を買い受けた。DはCに対して、丙建物を収去して甲土地を明け渡すように請求している。判例によれば、Dの請求は認められるか。またそれはなぜか。説明しなさい。

(配点：60点)

(民法)

## 第2問

以下の事実に基づいて、後掲の問1および問2に答えなさい。なお、解答において、特別法上の請求については検討の対象外とすること。

2011年1月、Aは、Aの子Bの小学校入学を前に、Bの机やイスをあつらえようと考えていたところ、知人に「家具創作工房C」（以下では単に「C」と称する。）がよいと聞き、この薦めに従うことにした。

Cは、宣伝用のインターネットサイトを設けており、そこでは、各種の既製家具の製品一覧とは別に、「オーダーメイド家具の注文承ります」という見出しがあり、各種のオーダーメイド家具の例が写真付きで掲載されていた。その中には、「成長に合わせて使える学習チェア」というタイトルとともに、子どもの身長に合わせて座面の高さが5段階で調節できる、天然木製のイスの写真が1点あった。その横には「参考価格表」として、木材の種類・塗装・イスの背の形などにより異なる金額が示された表が掲載されていた。

2011年1月10日、AはCに電話をし、Cのインターネットサイトに写真のある学習チェアを1脚注文したいと告げた。Cが希望を尋ねたところ、Aは、木材の種類が一番明るい色のものにしてほしいが、あとは写真のイスと同じでよいと答えた。Cは、製作には2ヶ月以上を要するため本年3月中に発送する見込みであること、送料はサービスで無料とするがイス本体につき請求金額が20万円となること、およびその支払方法をAに伝え、Aはこれを了承した。

2011年3月19日、Cは、Aの注文を受けて製作したイス1脚(以下ではこれを「甲」と称する。)の仕上げを終え、同月20日に甲を運送業者に託して発送し、翌21日に甲はA宅に届けられた。Aは、C指定の方法に従いCに20万円を支払った。

AもBも甲を気に入り、Bはこれを毎日のように使用していた。

2013年4月5日、Aは、Bの身長に合わせて甲の座面を高くすることにした。甲の座面は、取り外しが可能であり、座面の裏側のくぼみをイスの枠組にある突起にはめ込んで高さを変えることができるようになっている。Aは甲の座面を外し、今までよりも1段階高い位置にある4つの突起に座面のくぼみ部分をはめ込んだ。高さの具合をみるためにBが腰掛けてみたところ、甲の座面を支えていた突起のうち1つが壊れて座面が傾いたことから、Bはバランスを崩して甲もろとも転倒し、その衝撃によ

(民法)

り甲全体も壊れてしまった。Bは、右脚が甲の一部および座面に挟まれる形で転倒したことから、右脚を複雑骨折し、2ヶ月の入院治療を要する状態となり、Aはそのために必要となった諸費用100万円を支出した。

Aが、甲が壊れた原因を専門家に調べさせたところ、壊れた突起を取り付けて支えていた金属製のボルト1点(以下ではこれを「乙」と称する。)が、耐久性の低い素材でできていたために劣化が進んでおり、そのことが原因で乙が突起とともに壊れたことがわかった。Cは、製作する家具に使用するボルトを、金属ネジ製作を専門とする会社Dから購入しているが、乙は、Dが数種類の素材でボルトを試作した際の試作品の1つであり、どういうわけか乙1点だけが販売用のボルトに紛れ込み、Cの元に納入されてしまったのである。Cが甲に使用したボルトは、乙を除いてはすべて耐久性の高いものであったが、これらのボルトと乙とは外観が同じで、重さも1グラムほどしか違わないため、乙だけが材質の異なるボルトであることに、Cは気づくことができなかった。

Aの甥Eは、法科大学院入学をめざして勉強している。Eは、Aから、上記の事実を聞かされ、2013年中にはCに損害賠償を請求するつもりだが、この請求は認められるか、また、認められるとしてどれだけ賠償してもらえるのか、と尋ねられた。

Eは、Aの質問に答えるため、この事例に適用されるべき民法の条文、その条文に基づくCに対する損害賠償請求が認められるかどうか、および、その請求が認められる場合にはどのような損害についての賠償が認められるのかを、検討することにした。

しかし、Eは、AC間の契約の性質をどうとらえるべきか迷ったので、ひとまず、(イ) 請負契約ととらえる場合、(ロ) 売買契約ととらえる場合、(ハ) 請負でも売買でもない契約ととらえる場合、という3つの場合のそれぞれにおいて、上記の検討を試みようと考えた。

問1 あなたがEになったつもりで、Eが行おうとしている検討(特に、下線部に留意すること。)を行いなさい。なお、検討においては、民法の各適用条文を根拠として認めるべき賠償の内容が、当該条文からどのように導かれるか、理論的な説明を付するよう留意すること。

問2 問1の検討を踏まえつつ、この事例のAからCに対する損害賠償請求は、民法

(民法)

上のような根拠に基づいてなされるべきかについて、あなた自身の考えを、理由を付して述べなさい。

(配点：60点)